

広報いなわしろ広告掲載に関する基準

平成20年4月1日制定

平成26年4月1日改定

令和元年10月1日改定

令和5年4月1日改定

(趣旨)

第1条 この基準は、猪苗代町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成20年4月1日制定。以下「要綱」という。）に基づき、町が作成する広報いなわしろへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置及び範囲)

第2条 要綱第5条の規定による町長が定める広告の掲載位置は、広報いなわしろのお知らせコーナーの各ページの下1段とする。

(広告掲載規格及び広告掲載料)

第3条 広告の掲載回数は1回の申込みにつき、最長12回とする。

ただし、年度を越えての広告掲載はできない。

(広告掲載規格及び広告掲載料)

第4条 広告掲載規格及び要綱第6条の規定による町長が定める広告掲載料は、掲載1回につき、次のとおりとする。

広告名称及び大きさ	掲載料（1色・色指定不可）
1号広告 ページ下1段	22,000円（消費税込）
2号広告 ページ下1段の2分の1相当	11,000円（消費税込）

(広告の版下原稿)

第5条 要綱第9条第3項の規定による町長が指定する期日は、発行日の1か月前までに原稿及びそれに伴う資料を提出するものとする。

(広告掲載料の納付期限)

第6条 要綱第10条の規定による町長が規定する期日は、当該広告掲載決定後10日以内とする。

(広告掲載内容)

第7条 広告のデザイン、内容等は、広報猪苗代の公共性を損なうことのないよう広告主と調整して掲載するものとする。

2 広告は、編集記事との区分を明確にするものとする。

(広告掲載の割付け等)

第8条 掲載する広告の割付けについては、広報担当者が行う。

(補足)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

この基準は、令和5年4月1日から施行する。